(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
豊田市陣中町一丁目九番五から同市陣中町一丁目九番三まで	前	三五・二〇～四七・〇〇メートル	
	後	三六・八〇～四七・〇〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十三日　四国地方整備局長　川崎　正彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	一〇・五〇～一五〇・〇〇メートル	
	後	二一・四〇～三七二・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	BA	一〇・五〇～一五〇・〇〇メートル	
	BA	二一・四〇～三七二・〇〇メートル	
	BA	二九・四二〇～二四・二七四キロメートル	
	BA	一〇・五〇～一五〇・〇〇メートル	
	BA	二九・四二〇～二四・二七四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十三日　四国地方整備局長　川崎　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	さぬき市志度字淡海堀一三七五番一から同市志度字赤馬崎一九四七番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十三日

○九州地方整備局告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十三日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年九州地方整備局告示第百二十四号長崎都市計画道路事業三・四・四百三号吉無田三根線
三　事業施行期間　自平成二十三年七月二十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十三年九州地方整備局告示第百二十四号の事業地のうち西彼杵郡長与町吉無田郷字井手口並びに三根郷字千石渕、字大曽野、字松尾原及び字山似田地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

人事異動

財務省

（理財局次長）財務事務官　冨永　哲夫
理財局長事務代理を免ずる（十二月十日）

皇室事項

信任状捧呈式

十二月十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在トンガ国特命全権大使タニア・ラウマヌルペ・タラフォリカ・トゥポウの信任状捧呈式を行われた。

十二月十一日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ハイチ国特命全権大使ラルフ・ラトルチュの信任状捧呈式を行われた。

行啓

皇后陛下は、十二月十一日午前十時三十分御出門、「ねむの木のこどもたちとまり子美術展」～ねむの木学園創立四十五年を祝して～を御覧のため、伊藤忠青山アートスクエア（港区）へ行啓、同十一時二十分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年十二月十三日　外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第一号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十五年一月十六日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　長好章
　生年月日　昭和三十五年十月十三日生
　旅券申請上の住所　中国広東省
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TZ〇八〇〇二五〇
　発行年月日　平成二十四年四月二十四日
　旅券名義人　長好章
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十四年七月二十七日、米沢簡易裁判所から、金融商品取引法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十四年八月二十日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第一号に該当する。

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十五年一月十六日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。